

中原中・小学校避難所運営委員会の運営要領

災害時等に中原中学校避難所と中原小学校避難所（以下、避難所）とする町会・自治会など（以下、関係団体）で中原中・小学校避難所運営委員会（以下、運営委員会）を組織し、以下の通り運営要領を取り決める。

1. 運営委員会の目的は、関係団体の住民が災害時等に避難所に避難した時に、総合的な避難所の運営管理体制を確立することとする。
2. 関係団体とは、次の通り災害時等に住民が避難所に避難する次の町会・自治会などとする。
 - ・加賀町町会（一部の住民が避難対象）
 - ・サンパセオ新柏アネックス互助会（全住民が避難対象）
 - ・サンパセオ新柏管理組合（全住民が避難対象）
 - ・新柏住宅自治会（全住民が避難対象）
 - ・新柏二丁目第二自治会（全住民が避難対象）
 - ・つくしが丘町会（一部の住民が避難対象）
 - ・名戸ケ谷町会（一部の住民が避難対象）
 - ・東豊住町会（一部の住民が避難対象）
3. 幹事団体とは、関係団体のうち全住民が避難対象となっている次の団体とし、幹事団体は、運営委員会の活動を推進する母体となり委員長、副委員長を選出する。
 - ・サンパセオ新柏管理組合
 - ・新柏二丁目第二自治会
 - ・新柏住宅自治会
4. 運営委員会の委員は、関係団体から若干名選出する。委員の任期は特に設けない。
5. 運営委員会の構成は、次の通りとする。
 - （1）平常時の構成
関係団体から選出の委員、増尾地域ふるさと協議会・中原中学校・中原小学校の関係者等
 - （2）避難所開設時の構成
関係団体から選出の委員、中原中学校・中原小学校の関係者、行政などの関係者、避難者の代表（避難者の代表は、実際に避難生活を行っている者の中から参加してもらう）
 - （3）関係団体から選出の委員は、運営委員会の会議への代理出席を認める。

6. 運営委員会の活動は次の通りとする。

(1) 平常時の活動

- ①運営委員会の運営に関すること
- ②避難所のマニュアル作成に関すること
- ③情報交換・連絡体制の確立に関すること
- ④訓練の実施に関すること
- ⑤その他必要な事項

(2) 避難所開設時の活動

- ①避難者の安全確保、二次災害の防止対策
- ②避難所の運営
- ③その他必要な事

(3) 中原小学校が避難所として開設された場合は、運営委員会は中原中学校と同様に避難所の運営にあたる

7. 運営委員会には次の班を設け、各班は関係団体の役員や避難者の代表などで編成する。

- (1) 総務班：避難所の管理、生活ルール作成と周知、避難者名簿の作成、その他各班に属さない事項
- (2) 情報班：情報収集・情報発信・情報伝達、行政・施設管理者との連絡調整など
- (3) 食料・物資班：食料・物資の管理・配給、炊き出しに関する事など
- (4) 保健・衛生班：ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関する事など

8. 運営委員会には次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集して会務を総括する。

(2) 副委員長若干名

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 総務班長 1 名、副班長 1 名

(4) 情報班長 1 名、副班長 1 名

(5) 食料・物資班長 1 名、副班長 1 名

(6) 保健・衛生班長 1 名、副班長 1 名

9. 運営委員会が行う会議は、委員長が招集し、次の通りとする。

(1) 平常時の会議

年に一度の定例運営委員会を開催する。その他は委員長が必要に応じて運営委員会を招集する。

・定例会は、目途として 6 月又は 7 月（委員顔合わせ）

(2) 避難所開設時の会議

委員長が必要に応じて運営委員会を招集する。

10. 運営委員会が収支をとまなう活動を行う場合は、会計担当を設け、予算・決算を行い、委員長は予算・決算を運営委員会に報告する。

以上